

ハラスメント防止法&法改正知っ得セミナー

- ・ 中小企業もしっかりとハラスメント対策！ ～魅力ある職場のために～

2022年4月から、中小企業もパワーハラスメント防止措置が義務化！
パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、ソジハラ…対策は万全でしょうか？
社内での解決が困難となり、訴訟に発展することもあるハラスメントについて、しっかり理解しておくことが大切です。

- ・ 法改正知っ得セミナー ～気を付けたいポイントは？～

- (1) 2024年4月より、建設業、自動車運転業も残業規制が適用！
- (2) 2024年10月より、従業員51名以上の会社は、パートでも社会保険の加入義務！



日時：令和5年2月9日(木)

午後3時～午後4時30分

場所：大阪産業創造館 6階 会議室 A.B

中央区本町 1-4-5

「堺筋本町」駅12番出口徒歩5分

地下有料駐車場有り

講師：山田扶美子氏 山田扶美子社会保険労務士事務所 所長・社会保険労務士

関西大学文学部卒業。(株)リクルートに入社し営業企画に従事。その後、住友生命保険相互会社に入社、育成センターに所属し社員教育に従事。平成12年、社会保険労務士資格取得、平成18年開業。労務相談、労働・社会保険の手続き業務、助成金の申請、年金セミナー、あっせん業務、是正勧告指導業務、給与計算等、中小企業の良きアドバイザーとして活躍。大手損保会社、市役所、歯科医師会、工産業会で各種セミナー多数。

参加費：無料

定員：30名 (定員に達し次第締め切ります)

申込み：下記、申込書に必要事項を記入いただき、所属される工業会・産業会までお申込みください。

申込み締切り：令和5年1月31日(火) ※当日、直接会場へお越しください。

(受講いただけない場合のみご連絡いたします。)

申込先 FAX：06-6931-8502 (公益社団法人大阪市工業会連合会)

セミナー受講申込書

所属工業会・産業会 _____

お名前		連絡先	
会社名			

お問合せ

公益社団法人大阪市工業会連合会

電話 06-6931-8501